平成２５年（フ）第７８号
福岡県豊前市大字八屋2425番地７
債務者　末光美智子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
福岡県築上郡築上町大字高塚771番地１
債務者　末松　忠昭
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２号
福岡県京都郡苅田町京町２丁目９番地５　グリンヒルズ苅田401号
債務者　前田沙也加
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
北海道美唄市字美唄1440番地10
債務者　堀本　正直
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３４１号
盛岡市流通センター北１丁目32―３、住民票上の住所盛岡市愛宕町18番37号
債務者　田中　忠久
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３４号
岩手県久慈市小久慈町第21地割28番地３
債務者　村上あつ子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３５号
岩手県滝沢市穴口60番地１　サードＳＥＩＹＯ―Ａ105号
債務者　米田　雅子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５９２号
神奈川県秦野市北矢名1296番地　イーエムプットＢ101号
債務者　佐藤　幸治
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６２８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津320番地の４　第16明智ビル202
債務者　長谷川玲子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目８番地の10　Ａ３、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜126番地の１　トーカン真鶴キャステール204
債務者　目黒　弥生
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２２号
神奈川県厚木市水引２丁目４番１―302号
債務者　貞許けい子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９号
新潟県新発田市舟入町１丁目13番８号
債務者　齋藤　節子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第４１号
大阪府岸和田市西大路町131　サンライフ西大路Ｂ203、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町730番地の１　グリーンコート501号
債務者　川尻　清和
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
大阪府泉南市樽井４丁目49番７号
債務者　西村みどり
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３号
香川県高松市春日町671番地１　グループホーム春日、住民票上の住所香川県高松市太田下町1743番地２
債務者　赤澤　京子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７２号
福岡県大牟田市大字草木124―１　渡辺ビル306号室
債務者　飯尾　功平
１　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第５５号
熊本市中央区国府４丁目10番98号
債務者　坂本　洋子
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係